

手話通訳者・要約筆記者の



派遣を行っています

聴覚障がいのある方や事業者等を対象に、市から通訳者（手話通訳者・要約筆記者）を派遣しています。派遣できる内容は下記のとおりです。必要に応じてご活用ください。

(1) 豊田市が行う事業

(6) そのほか市長が派遣を適当と認めるもの

- ※事業主催者等が派遣費用を負担するもの
- ※宗教・政治活動・参加者から集金するものは除く

申請方法

事業主催者等が
障がい福祉課へ申請する

(2) 公的医療保険が適用される医療

- ※健康診断や予防接種を含む

(5) 地域の会合・役員活動に関すること

申請方法

聴覚障がい者又は
事業者が
障がい福祉課へ申請する

(3) 福祉サービスの利用に関すること

(4) 学校・保育所・こども園が行う事業

申請方法

事業者にご相談し、
事業者から障がい福祉課
へ申請する

(7) 経過措置として認める事項

- ・ 公的機関（豊田市が行うものを除く）が行う事業
- ・ 生活に不可欠であり、説明が必要な契約
※家購入などの高額な契約
- ・ 公的医療保険制度が適用されない医療サービス
※歯科矯正や針治療など
- ・ P T A 活動、こども会に関すること
- ・ 就職に関すること
- ・ 教養・自己啓発※資格取得など※1人年間48回まで
- ・ 冠婚葬祭※結婚式（打合せを含む）、葬式

申請方法

※事業者が申請をしない場合は、聴覚障がい者等からご申請ください。



●緊急の場合

急病やケガ、火災、事故などで119番通報が必要な場合

申請方法

Net119を
利用する

裏面参照

●宗教・政治活動に関することへの派遣はできません。

※企業内の事業については、雇用主に配慮を行う義務があります。勤め先に相談してください。

問合せ 豊田市障がい福祉課

電話番号 34-6751 ファックス番号 33-2940 Eメール shougai_hu@city.toyota.aichi.jp

119 Net119緊急通報システム

きんきゅう つうほう



どんなシステム？

アプリで救急車・消防車を呼ぶことができます。 **(事前登録制)**



登録方法

- 「entry_23211@entry07.web119.info」に空メールをおくる。
または、右の2次元コードを読みこむ。
- 返ってきたメールのリンク先にアクセスする。
- 住所、名前などを入力する。
- アプリをホーム画面に追加する。



登録用2次元コード

利用対象者

音声での119番通報が困難な方



問合せ先

豊田市消防本部 指令課 〒471-0879 豊田市長興寺 5丁目 17番地1

メール shoubou-shirei@city.toyota.aichi.jp

FAX 0565-35-9739 電話番号 0565-35-9724